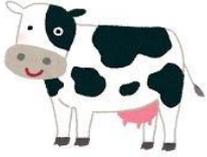


令和7年5月23日



中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）
〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 電話 (027) 288-0371 FAX (027) 230-8052

【 記 事 】

- 1 新年度ご挨拶
- 2 令和7年度体制
- 3 家畜伝染病予防法第5条に基づく牛定期検査について
- 4 県外から牛を導入したら、検査を実施しましょう
- 5 令和7年度浅間家畜育成牧場の入退牧について
- 6 韓国で口蹄疫が発生しています！防疫対策の徹底を！！
- 7 適格請求書（インボイス）の発行について
- 8 令和7年「定期報告書」の提出がお済みでない方へ
- 9 降雨による家畜排せつ物の流出防止のお願い

【 添付資料 】

- ・ 適格請求書（インボイス）の発行依頼書
- ・ 「ぐんまエコファーマー」になりませんか？

◆◆ 新年度ご挨拶 ◆◆

今年度、旧家畜衛生研究所が中部農業事務所家畜保健衛生課と組織再編により統合され、中部農業事務所家畜保健衛生課病性鑑定第一係及び病性鑑定第二係となりました。畜産農家との対応から精密検査に至るまで、家畜衛生に関して一体的に実施できることは業務の効率化及び強化につながるものと思っております。

さて、中部管内では令和5年1月に3例の高病原性鳥インフルエンザ、令和7年1月から現在までに4例の豚熱が発生しています。今までも飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るために立入検査を実施してきていますが、今後は二度と発生させないための「一歩踏み込んだ対策」を検討していく所存です。本年度4月に8名の職員が配属になり、心機一転対応して参りますので今後ともよろしくお願ひいたします。

中部農業事務所家畜保健衛生課長
（中部家畜保健衛生所長） 林 省二

◆◆ 令和7年度体制 ◆◆

家畜衛生研究所が中部家畜保健衛生所の病性鑑定施設となり、病性鑑定第一係、第二係となりました。本年度は以下の体制です。

個人情報のため、氏名等は削除

●令和7年度の職員一覧

 転入者（旧所属）

| | | |
|--|----|---|
| 課長 | | |
| 次長 | |  |
| 環境衛生係 (環境指導、定期報告、耳標、公共牧場、馬、山羊、めん羊、死亡牛届出等) | 係長 | |
| | |  |
| | |  |
| | |  |
| 防疫第一係 (牛、蜜蜂) | 係長 | |
| | |  |
| | |  |
| 防疫第二係 (豚、鶏) | 係長 | |
| | |  |
| | |  |
| 病性鑑定専門官 | |  |
| 病性鑑定第一係 (ウイルス、細菌) | 係長 | |
| | |  |
| | | |
| | | |
| 病性鑑定第二係 (病理、生化学) | 係長 | |
| | |  |
| | | |

◆◆ 家畜伝染病予防法第5条に基づく牛定期検査について ◆◆

今年度の定期検査は以下の地区が対象となります。お忙しいかと思いますが、ご協力をお願いします。検査の詳細については、市町村からの通知をご確認ください。

対象地区：前橋市（宮城、粕川）、渋川市（小野上、子持、北橋、赤城）、榛東村

対象牛：6か月齢以上の搾乳用雌牛または繁殖用牛

手数料：1頭あたり700円

日程：右表のとおり
予定しています

検査項目：ヨーネ病

| <u>小野上地区</u> <u>子持地区</u> | <u>宮城地区</u> | <u>北橋地区</u> | <u>粕川地区</u> | <u>赤城地区</u> <u>榛東村</u> |
|-----------------------------|-------------|-------------|-------------|---------------------------|
| <u>5月中旬</u> | <u>5、6月</u> | <u>7月</u> | <u>10月</u> | <u>11月</u> |

※定期検査時に採取した血液で、牛伝染性リンパ腫及び牛ウイルス性下痢の検査を実施することができます(有料)。ご希望の場合は、家畜保健衛生所までお問合せください。

◆◆ 県外から牛を導入したら、検査を実施しましょう ◆◆

ヨーネ病の発生及びまん延防止のため、**県外の農場から牛を導入（預託帰りを含む）したら、ヨーネ病の検査を受ける必要があります**。牛を導入する際は、家畜保健衛生所にご連絡ください。

（導入時の確認ポイント）

1. 県外からの牛の導入が決まったら導入計画書を家畜保健衛生所に提出
2. 導入元農場がヨーネ病清浄農場であることを確認（カテゴリーI証明書）
3. 導入した家畜は検査結果が判明するまで隔離・観察：異常の早期発見・まん延防止
4. 家畜保健衛生所に連絡の上、ヨーネ病検査を実施

◆◆ 令和7年度浅間家畜育成牧場の入退牧について ◆◆

浅間家畜育成牧場では昨年度に引き続き通年(毎月)入退牧を実施します。

【主な内容】

- ①乳用種で入牧推奨月齢は概ね7カ月齢
- ②入牧時期は毎月1回入牧（原則、第三水曜日）
年間480頭受け入れ予定
- ③退牧時期は分娩前約3カ月を目安とし、入牧日に合わせて退牧を実施
- ④預託料金は1頭1日当たり650円（年間一律）

冬季（12～3月）の入牧も実施します。

【衛生検査】

検査項目：ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢；いずれも陰性

ワクチン接種：牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢（Ⅰ型及びⅡ型）を含む混合不活化ワクチン

※入牧前3～5週に1回目、入牧時に牧場で2回目を接種

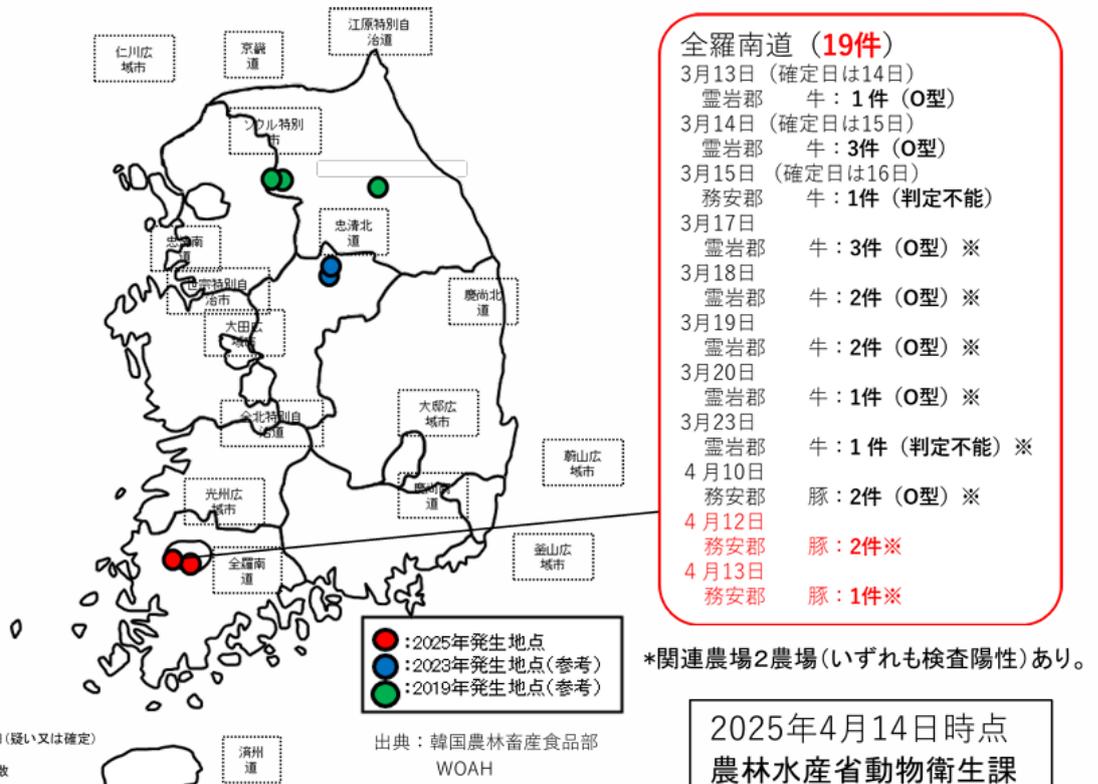
【入牧前のお願い】

- ①浅間牧場では連動スタンションを使用して飼料給与や繁殖・治療を行うため、入牧前にスタンションの馴致を実施してください。
 - ②ケガや事故の防止に、削蹄・除角を実施してください。
 - ③個体識別情報の異動報告を行ってください。
- 入牧の希望については、入牧日の2カ月前までに家畜保健衛生所に連絡をお願いします。



◆◆韓国で口蹄疫が発生しています！防疫対策の徹底を！！◆◆

韓国における口蹄疫の発生報告状況（2025年4月14日時点）



日本では平成22年以降、口蹄疫の発生はありません。しかし、韓国や北朝鮮、ロシア、中国等のアジア周辺諸国では口蹄疫が発生しており、国内への侵入リスクは依然として高い状況です。

新型コロナウイルスの影響が落ち着いたことで、海外からの渡航者の増加により国内への侵入

リスクも高まってきます。以下の点について今一度確認し、農場への家畜伝染病の病原体侵入を防ぎましょう。

1 畜産関係者は口蹄疫等の発生地域にはなるべく行かない！行く場合は以下の点に注意する！

☆渡航にあたっての注意事項

- (1) 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関係施設に立ち入らない。
- (2) 動物との不用意な接触を避ける。
- (3) 肉製品等を日本に持ち込まない。
- (4) 帰国の際は到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、指導を受ける。

☆畜産関係者が帰国した後の注意事項

飼養衛生管理区域には、

- (1) 帰国後1週間、衛生管理区域に立ち入らない。
- (2) 農場主等、やむを得ず立ち入る場合は、入浴、更衣等適切な処置を行う。
- (3) 海外で使用した衣類や靴を衛生管理区域に持ち込まない。
- (4) 物品をやむを得ず持ち込む場合は、事前に洗浄・消毒等適切な処置を行う。

2 衛生管理区域へ病原体を持ち込まない。

- (1) 衛生管理区域及び畜舎に**立入禁止の看板を設置**し、部外者の立入を制限する。
- (2) 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る全ての人に対し、**手指、靴等の消毒を徹底**する。

3 疑わしい症状がみられたら、すぐ連絡！

口蹄疫は牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、口、ひづめ、乳房に水疱（水ぶくれ）ができるのが主な症状です。水疱は比較的早期に破れて、びらんとなります。水疱形成による痛みなどにより泡状のよだれ、跛行、起立不能、泌乳の減少や停止がみられます。**牛では、1頭のみに着目すると見落とすおそれがあるため、流涎する 個体が多い、症状が急速に拡がるなど、群としての異状の有無を確認することが重要です。**毎日必ず健康観察し、これらの症状を見つけ次第、直ちに獣医師や家畜保健衛生所に連絡しましょう。

★口蹄疫 ～牛の症状～



◆◆ 適格請求書（インボイス）の発行について ◆◆

令和5年10月1日からインボイス制度が導入されました。家保手数料の中には消費税の課税対象となっているものがあります。課税対象となる検査の詳細は同封のパンフレットをご覧ください。インボイスの発行を希望される方は、パンフレットにある発行依頼書をFAX等で送付してください。1年間(1-12月)をまとめて発行するか、希望する期間（最短で1カ月単位）を区切って発行を依頼してください。

◆◆ 令和7年「定期報告書」の提出がお済みでない方へ ◆◆

家畜伝染病の発生予防や発生時の迅速なまん延防止対策を図るため、家畜の飼養者は毎年2月1日時点の家畜の飼養状況を群馬県知事あてに報告することが義務付けられています。

令和7年1月30日付けで報告様式等の書類をお送りしております。

未提出の方は至急提出をお願いします。

報告対象 家畜伝染病予防法で定めるすべての家畜

牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥

※教育用(学校動物)、愛玩用(ペット)、観賞用、展示(動物園等)も含まれます。

提出書類

1. 定期報告書（所有者氏名、住所、農場所在地、畜種別飼養頭数、畜舎数等）
2. 飼養衛生管理基準の遵守状況（チェックシート）
3. 添付書類

ただし、飼養家畜頭羽数が次の場合は1.の書類のみの提出で構いません。

- ・鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし : 5頭以下
- ・鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥 : 100羽未満



未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合は、指導の対象となります。また、家畜伝染病が発生した場合、殺処分した家畜の手当金について減額の対象となりますので、ご注意ください

◆◆ 降雨による家畜排せつ物の流出防止のお願い ◆◆

降雨により家畜排せつ物や堆肥が近隣の土地や道路、河川等に流出することが心配されます。

- ・畜舎、堆肥舎の定期的な点検・修繕、清掃等はできていますか？
- ・畜舎、堆肥舎への雨水の侵入を防ぐ対策はできていますか？
- ・堆肥をほ場に散布したら、速やかに耕うんするようお願いします。

近年、突然、大量の雨が降ることが増えています。

日頃から、家畜排せつ物や堆肥の適正な管理をお願いします。

家畜保健衛生所は **365日24時間対応**の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

中部家保 ☎ 027-288-0371

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。また、残っている牛個体識別システムの耳標、無償配付された耳標装着器は返却してください。（紛失、破損の場合は返却不要です）